

みそら保育園延長保育規定

1. 主旨、目的

この規定は児童福祉法の本旨に基づいて、保育を必要とする乳幼児の健全な成長発達を援助することを目的として、その児童の家庭の状況を鑑み、通常保育時間を延長して保育を必要とする乳幼児を保護育成することを目的とする。

2. 対象児童

園は、既に入所し、且つその保護者の申請を受け付けた児童に対して延長保育を適用する。

3. 職員の配置、及び児童処遇

安全、衛生、健康、日常生活習慣及び教育的な配慮の点から、状況に応じた職員配置を行う。児童に対しては、配慮の観点を守守する。

4. 延長保育時間

18:00～19:00 までの 1 時間

5. 保護者の費用負担

(平日) 1 時間

0 歳児クラス該当児	1～2 歳児クラス該当児	3～5 歳児クラス該当児
¥ 9 0 0	¥ 7 2 0	¥ 6 6 0

(平日月極) 1 時間

0 歳児クラス該当児	1～2 歳児クラス該当児	3～5 歳児クラス該当児
¥ 6, 0 0 0	¥ 5, 5 0 0	¥ 4, 6 0 0

(土曜) 15 分毎

0 歳児クラス該当児	1～2 歳児クラス該当児	3～5 歳児クラス該当児
15 分 ¥ 4 5 0	15 分 ¥ 3 5 0	15 分 ¥ 3 0 0

※18 時までにお迎えに来られない場合は、18 時までには電話にて園までご連絡下さい。又、**18 時になりますと自動的に延長保育となりますが、必ずお電話をお願い致します。**延長保育料金には軽食代も含まれています。

納入方法 ……………月末締めにて当月分の延長保育料金の精算をし、翌月 27 日(土日祝の場合は翌平日)に指定口座より引き落とし致します。尚、口座引き落としが出来なかった場合は現金徴収となります。

※当園では延長保育を 18 時から 19 時までしかおこなっておりません。

☆本来 19 時以降の延長はできませんが、万が一 19 時を超えたら追加費用が別途あります。

☆本来、午前 7 時以前の延長保育はできませんが、**万が一、7 時より前に登園される場合は、追加費用が別途あります。**ただし、7 時より前の時間に関しては保育の準備ができての開錠となりますので、必ず登園受け入れが出来るものではありません。7 時以降の登園のルールをお守りください。

(平日 6 時 45 分～6 時 59 分 59 秒・19 時～19 時 14 分 59 秒)

0 歳児クラス該当児	1～2 歳児クラス該当児	3～5 歳児クラス該当児
¥ 1, 0 0 0	¥ 8 2 0	¥ 7 6 0

※尚、19 時 15 分以降は、15 分毎に全ての年齢に応じて 1,500 円追加となります。

(平日 19 時 15 分以降・6 時 45 分以前)

全ての年齢に応じて
<u>15 分毎に 1500 円</u>

(土曜 19 時以降・7 時前)

全ての年齢に応じて
<u>15 分毎に 2000 円</u>

6. おやつを提供

降園後の家庭での食事は子どもにとっても、大切な意味を持つものであり、それを損なわない程度の軽食を与える。(軽食としておにぎり 40 g 程度・ビスケットなどの菓子とお茶を提供ある程度のおかわりもできます)

7. 平日月極延長保育の申込みと終了について

申込みは前月中に申込書を提出、終了はその月のうちに申し出たもののみとなる。

8. この規定の定めるものの他、必要な事項は園長が定める。

9. 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 16 年一部改正、平成 18 年一部改正、平成 20 年一部改正 平成 24 年一部改正

平成 26 年一部改正、平成 27 年一部改正、平成 29 年一部改正、平成 31 年一部改正

※福岡市の延長保育自主事業実施要領に基づくものである。